

泉大津市小規模保育事業所設置・運営事業者募集要項

1 募集概要

(1) 募集事業

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であつて、類型は泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉大津市条例第14号。以下「条例」という。）第2条により参照する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型とする。

(2) 募集地域及び事業所数

募集地域は泉大津市内全域、事業所数は2か所とする。

(3) 定員

6人以上19人以下（1、2歳児のみ）

(4) 事業開始日

令和5年10月31日まで（可能な限り早期に開始すること）

2 応募条件

(1) 応募資格等

応募者は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ① 令和5年4月1日現在で、保育所、認定こども園、幼稚園又は小規模保育事業所を現に運営しており、かつ通算3年以上の運営経験を有する法人であること。
- ② 直近3年間、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 小規模保育事業所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有し、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- ④ 本市の子育て支援行政をよく理解し、市の施策に対し協力できること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。
- ⑤ 現に応募者が運営している施設において、所管庁等による直近の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。
- ⑥ 安定的な運営のため、小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、施設整備費用と別に、普通預金又は当座預金等の換金

性の高い形態で保有していること。

- ⑦ 次のいずれかの申立て又は通告がなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て

(2) 欠格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外、又は失格とする。

- ① 泉大津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当する場合又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が法人経営に関わっている場合。
- ② 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けている場合。
- ③ 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合、又は本市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。
- ④ 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められた場合。
- ⑤ 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- ⑥ その他不正な行為があった場合。

3 施設の整備に関する条件

- (1) 申請者が自ら所有する又は貸与を受けている物件であること。貸与の場合は、事業の安定性及び継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、かつ賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ア 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記していること。

- イ 貸主が地方住宅公社等、信用力の高い者であること。
- (2) 施設は、開所予定日までに開所すること。保育を実施するために改修が必要な場合については、開所までの期間内に完了できるよう改修計画の内容を精査すること。
 - (3) 施設の改修は、防音及び振動に対する措置を行うこと。
 - (4) 施設の設備は条例に規定する小規模保育事業所A型の基準を満たすこと。
 - (5) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守すること。
 - (6) 既存建物である場合は、建築検査済証によって完了検査が行われたことが確認できること。なお、建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明により完了検査が行われたことが確認できること。
 - (7) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物又は耐震診断などによって新耐震基準を満たすことが証明できる建物であること。
 - (8) 事業実施にあたって、土地・建物の賃借又は取得を予定している場合は、事業を開始する際に当該土地・建物の使用ができることを証明できる書面（合意書や協議書など）の写しを提出すること。
 - (9) 施設の開所準備は、費用負担を含め事業者において行うこと。

4 施設の運営に関する条件

- (1) 施設の運営については、条例に規定する小規模保育事業所A型の基準を満たすこと。また、保育内容については保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画等を作成、実施すること。
- (2) 小規模保育事業所の定員は6人以上19人以下で、対象を1歳児及び2歳児とする。なお、年齢ごとの定員については、泉大津市において、保育所等に入所申込みを行っているにも関わらず入所できていない子どもの数等を踏まえ、市と協議のうえ最終的に決定するものとする。
- (3) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する又は連携施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (4) 保育士等の配置は次のとおりとする。
 - ① 施設長 必置（保育従事者と兼務可）
 - ② 保育従事者 保育士資格を有する者を、1、2歳児は幼児6人につき1人配置することとし、さらに1人保育従事者を配置すること。
- (5) 開所日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）以外とする。開所時間は午前7時30分から午後6時30分までを含む一日11時間以

上とする。また、通常保育の前又は後に合計して最低1時間、延長保育の実施に努めること。

- (6) 給食は、原則として自園調理（施設内において調理業務の全部を委託する場合を含む。）で行うこと。なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）」を遵守すること。
- (7) 自園外で調理された給食の外部搬入は、連携施設又は近接の同一系列の法人等が運営する保育施設、社会福祉施設、医療機関の場合のみ可能とする。
- (8) 給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (9) 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (10) 利用児童に対しては少なくとも年2回の健康診断を実施すること。また、職員への健康診断についても、最低年1回実施し、給食業務に携わる者は毎月検便を行うこと。
- (11) 事業者は、児童の日々の利用状況を的確に把握すること。また、保護者等との交流を図り、保育従事者と保護者等が日々の利用状況を適切に伝え合う体制を整え、保護者等の意見を保育運営に反映させること。
- (12) 障がいのある児童や支援の必要な児童の園への受入れを積極的に行うとともに、個別の支援計画や指導計画を作成し、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した保育を実施すること。また、障がいのある児童の数及び障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- (13) 保育士等の資質向上のため、研修の機会を確保すること。
- (14) 保護者への費用負担は、原則として、市があらかじめ認めた費用以外を求めないこと。また、保育に必要な日用品、文房具などの物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用等の徴収を行う場合は、保護者に事前に説明を行ったうえ、同意を得ること。
- (15) 連携施設について

開所予定日までに保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳児以降の受入れを担う連携施設（民間の保育所・幼稚園・認定こども園）を確保すること。なお、連携施設の確保が開所予定日までにできない場合は、令和7年3月31日までに連携施設を確保するための計画書等を提出すること。

なお、公立幼稚園、保育所及び認定こども園を連携施設とすることも可能とする。ただし、これらの公立施設では代替保育（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項第2号）の提供を行わないので、他の連携施設を確保すること。

- (16) 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、近隣住民への説明や、問合せに丁寧に対応すること。
- (17) 保護者の送迎については、近隣住民の迷惑とならないよう配慮し、職員及び関係者に注意喚起するとともに、保護者に対して理解と協力を求めること。
- (18) 保育中の利用児童の事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。
- (19) 事業者が複数の事業を運営している場合は、小規模保育事業における会計は、その他の事業会計と区分すること。

5 施設整備等に関する補助金について

小規模保育事業の実施に必要な施設整備等に関する経費については、当該事業が国の保育対策総合支援事業費補助金又は就学前教育・保育施設整備交付金のうち、いずれかの対象事業となった際は、次のとおり補助金を交付するものとする。ただし、今後国から示される要綱及び取扱いの詳細により、実際の補助率等は変更となる場合がある。

(1) 保育対策総合支援事業費補助金の例

① 補助対象経費

小規模保育事業所の開設に必要な改修整備及び設備整備等にかかる費用
(対象外となる経費の例)

- ・土地や建物の買収に係る費用
- ・小規模保育事業の専用とならない部分に係る費用
- ・工事事務費
- ・解体工事費
- ・リース費用

② 基準額

35,000千円

③ 補助率

対象経費の4分の3

※ 本補助金は、賃貸借物件が対象となります。新築や購入物件は対象外で、対象外となる場合は自己資金で整備いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 就学前教育・保育施設整備交付金の例

① 交付対象

小規模保育事業所に関する施設整備事業（新たに小規模保育事業所を整備する事業）

(対象外となる経費の例)

- ・土地の買収又は整地に要する費用
- ・既存建物の買収に要する費用
- ・その他施設整備として適当と認められない費用

② 基準額

35,000千円

③ 補助率

対象経費の4分の3

※ (1)及び(2)の内容は、令和4年度補助要綱を参考に整理したものであるため、同要綱の内容の変更がなされた場合等は、最新の要綱の内容が適用されます。

6 申込・審査スケジュール

本募集に係る申込み、審査のスケジュール（予定）は次のとおりとします。

予 定 日	内 容
令和5年5月2日（火）	募集要項の公開
5月10日（水）	募集要項に係る質問締切（午後5時まで）
5月12日（金）	質問回答
5月19日（金）	参加表明書提出締切（午後5時まで）
5月25日（木）	応募書類提出締切（午後5時まで）
5月29日（月）	選定委員会（事業者ヒアリング）
5月31日（水）	選定結果通知

(1) 募集要項について

- ① 要項の公開 令和5年5月2日（火）～
- ② 配布方法 泉大津市ホームページからダウンロード

(2) 募集要項等に係る質問について

- ① 受付期間 令和5年5月2日（火）～5月10日（水）午後5時まで
- ② 提出書類 質問書
- ③ 提出先 泉大津市健康こども部こども育成課へメール提出
アドレス：kodomokusei@city.izumiotsu.osaka.jp
- ④ 注意事項 募集要項等についての質問は、上記によってのみ受け付ける。電話、来庁など口頭による質問は受け付けない。

(3) 参加表明書について

- ① 受付期間 令和5年5月15日（月）～5月19日（金）
- ② 提出書類 参加表明書
- ③ 提出先 泉大津市健康こども部こども育成課へメール提出

アドレス：kodomoikusei@city.izumiotsu.osaka.jp

(4) 応募書類について

- ① 受付期間 令和5年5月22日(月)～5月25日(木)午後5時まで
- ② 配布方法 泉大津市ホームページからダウンロード
- ③ 提出方法 郵送または持参(郵送の場合は受付期間必着、持参の場合は午後5時まで。)
- ④ 提出部数 6部(正本1部、副本5部)
- ⑤ 注意事項

ア サイズはA4又はA3サイズ(A4サイズに折り込む)とすること。

イ 別紙一覧の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A4フラットファイルに綴じること。(ホチキス留めをしないこと。)

ウ ファイルの表紙及び背表紙に「泉大津市小規模保育事業所設置・運営事業者応募資料」と記載したうえ、応募事業者名を記載すること。

(5) 選定について

泉大津市小規模保育事業所設置・運営事業者選定委員会において応募書類を審査し、事業者を選定する。選定に当たっては、書類審査に加え、事業者にヒアリング審査(令和5年5月29日(月))を行う。実施時間、場所等の詳細は、応募書類を提出した事業者に別途通知する。なお、応募書類提出事業者が1者の場合でも審査を行い、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を実施候補者として選定する。選定に当たっては、下記審査基準に基づいて行うものとし、結果は、当該事業者に文書にて通知するとともに、市のホームページで実施候補者の名称及び評価点並びにすべての提案者の評価点を公表する。

審査基準		配点
事業者の適格性	事業者の運営実績	10
	事業者の経営状態	10
	応募動機	5
運営内容・ 事業計画の妥当性	施設長について	5
	保育理念について	10
	連携施設について	10
	食事の提供体制について	5
	衛生管理・事故防止等の安全対策について	10
	延長保育について	5
	障がい児保育について	5
	職員体制について	5
施設の状況	整備予定地について	10
	定員の設定及び構成	5
	施設の設備について	5

計 100

7 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 応募書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は事業者の負担とする。
- (3) 選定された事業者は、自ら施設整備と設置認可等に係る諸手続きを行うこと。なお、事業認可については、本選定をもって認可を確約するものではない。
- (4) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず泉大津市と事前に協議すること。なお、開所予定日に保育事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。
- (5) 泉大津市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を泉大津市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 選定委員会に関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (7) 選定された事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背徳行為があったとき、又は適切な保育事業の実施が困難と判断したときは、実施事業者の

決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。(選定の結果、市が認可について見送る場合についても同様とする。)

(8) 選定結果等に対する問合せや不服は一切受け付けない。